

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月2日から同年12月9日まで

昭和32年10月2日から同年12月9日まで、A社所有のB丸に甲板員として乗船しており、その期間雇用されていたことを示す船員手帳を所持している。

私は、昭和28年にC社に就業したときからD組合に加入しており、C社の船舶のほか、申立ての船舶を除き、船員手帳に記載がある期間は船員保険の加入記録があることから、申立期間についても船員保険に加入していると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A社が所有するB丸に係る雇入年月日は昭和32年10月2日、雇止年月日は同年12月9日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることから、申立人が申立期間において、当該事業所に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る船舶別の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間においてB丸に係る被保険者資格を取得した者はいない上、当該事業所が所有する他の船舶に係る船員保険被保険者名簿にも申立人の加入記録は無く、これらの被保険者名簿において整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間前（昭和32年5月3日から同年9月25日まで）において、B丸で13人が船員保険に加入していたことが確認でき、連絡先が判明した6人に照会したところ、そのうち回答があった3人はいずれも申立人について覚えておらず、当時の状況を覚えている者からも、申立内容を裏付ける回答は得られない上、船員手帳も所持していないことから、

申立期間における当該船舶の乗組員に係る船員保険の適用状況等を確認できない。

さらに、事業主（船舶所有者）に照会したところ回答を得られず、申立人の勤務実態や船員保険の加入状況について供述や資料を得ることはできない。

加えて、D組合へ照会したところ、「昭和 32 年度分の申立人の組合費が納入されていたことは確認できる。しかし、A社と申立人の労使関係を確認できる資料は無かった。」との回答であった。

なお、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。